

医療法人尼崎厚生会（財団）行動計画

女性活躍推進法に基づき、法人としての行動計画を公表いたします。この計画では、女性はその希望に基づいて職業生活において能力を最大限に発揮し、活躍できる環境を構築することを目指しています。そのため、以下の行動計画を策定いたしました。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目標1：女性職員の育児休暇取得率を引き続き100%の水準で維持するとともに、男性職員の取得率を10%以上に向上させることを目指します。これにより、職場全体で育児に対する理解と積極的な支援の文化を根付かせます。

対策

1) 意識改革と啓蒙活動

育児休暇取得の成功事例を共有し、モデルとなる職員のストーリーを紹介

2) 取得しやすい環境の整備

育児休暇中の業務をカバーするためのバックアップ体制を整備

3) 上層部の積極的なサポート

管理職が育児に配慮した職場文化を推進するためのリーダーシップを発揮

4) 柔軟な働き方の導入

育児休暇後のスムーズな復職をサポートするプログラムを提供

5) 目標達成に向けた進捗管理

育児休暇取得率を定期的にモニタリングし、課題があれば迅速に対応

6) 妊娠・出産・育児休業・介護休業ハラスメントの禁止

ハラスメントに関する相談や報告を受け付ける専用の相談窓口を設置し、職員が安心して相談できる環境を整えます

これらの対策を組み合わせることで、より多くの従業員が育児休暇を取得しやすい環境を整え、職場全体の理解と協力を深めてまいります

目標2：法人管理者に占める女性職員の割合を60%に引き上げ、より効率的で専門的な運営体制を目指す

対策

1) 内部昇格の促進

社内の人材を育成し、法人管理者へステップアップできるキャリアパスを提示

2) 管理者スキル向上プログラムの実施

法人特有の業務や課題に特化したトレーニングを提供